

備考

別表第16に掲げる職のうち、この表に掲げられていない管理職手当を定める特段の事情があると管理者が認める職を占める職員に支給する管理職手当については、当該職員の属する職務の級及び当該職の区分を考慮して、次の各号に掲げる額の範囲内で管理者が別に定める額とする。

- (1) 当該職員の属する職務の級に対応する同表の職務の級の項に、当該職の区分より一段高い区分があるときは、当該区分に係る管理職手当未満の額
- (2) 当該職員の属する職務の級に対応する同表の職務の級の項に、当該職の区分より一段低い区分があるときは、当該区分に係る管理職手当を超える額
- (3) 当該職員の属する職務の級より上位の職務の級に対応する同表の職務の級の項に、当該職の区分に係る管理職手当の区分があるときは、当該管理職手当未満の額
- (4) 当該職員の属する職務の級より下位の職務の級に対応する同表の職務の級の項に、当該職の区分に係る管理職手当の区分があるときは、当該管理職手当を超える額

別表第18中「支給割合が100分の25」を「区分が1種」に、「支給割合が100分の23」を「区分が2種」に、「支給割合が100分の20」を「区分が3種」に改める。

第2条 病院事業職員の給与に関する規程の一部を次のように改正する。

別表第9 県立こども病院の項中

院長	院長
副院長	副院長
周産期医療センター長	周産期医療センター長
周産期医療センター次長	周産期医療センター次長
参事	参事
診療部長	診療部長
検査・放射線部長	検査・放射線部長
指導相談・地域医療連携部長	指導相談・地域医療連携部長
部長	部長
科部長	科部長
医長	室長
室長	

を

院長	院長
副院長	副院長
周産期医療センター長	周産期医療センター長
周産期医療センター次長	周産期医療センター次長
小児救急医療センター長	小児救急医療センター長
小児救急医療センター次長	小児救急医療センター次長
参事	参事
診療部長	診療部長
検査・放射線部	検査・放射線部

に改める。

長 指導相談・地域 医療連携部長 部長 科部長 医長 室長	長 指導相談・地域 医療連携部長 部長 科部長 室長
---	---

別表第16地方機関の款中「周産期医療センター長」の右に、「及び小児救急医療センター長」を、「検査技師長（行政職8級の者を除く。）」の右に、「県立こども病院の小児救急医療センター一次長」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この管理規程は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年10月1日から施行する。

（給与の減額に関する経過措置）

- 2 病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例第22条第2項に規定する負傷又は疾病に係る療養のため、この管理規程の施行の日（以下「施行日」という。）前から引き続き勤務していない職員については、同項の規定は、適用しない。
- 3 施行日から平成21年3月31日までの間に療養のため勤務しない職員（前項の適用を受ける者を除く。）に係る第1条の規定による改正後の病院事業職員の給与に関する規程（以下「改正後の給与規程」という。）第50条の2の規定の適用については、同条中「90日（病気休暇が結核性疾患による場合にあつては、1年）」とあるのは、次の表の左欄に掲げる職員の区分に応じ、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

職 員	字 句
精神障害による病気休暇の開始の日が、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間にある職員	1年（ただし、平成19年4月1日前から引き続き病気休暇の期間を除く。）
精神障害による病気休暇の開始の日が、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間にある職員	6月（ただし、平成20年4月1日前から引き続き病気休暇の期間を除く。）
結核性疾患及び精神障害以外の負傷又は疾病による病気休暇の開始の日が、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間にある職員	4月（ただし、平成19年4月1日前から引き続き病気休暇の期間を除く。）

（管理職手当に関する経過措置）

- 4 改正後の給与規程第17条の規定により管理職手当を支給する職を占める職員のうち、同条第3項の規定による管理職手当（以下「定額化後の管理職手当」という。）が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、当該定額化後の管理職手当のほか、当該定額化後の管理職手当と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を管理職手当として支給する。
 - (1) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の100
 - (2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の75
 - (3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の50
 - (4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 100分の25
- 5 改正後の給与規程第17条の規定により管理職手当を支給する職を占める職員のうち、定額化後の管理職手当が経過措置基準額を超えることとなる職員には、同条第3項の規定にかかわらず、

経過措置基準額に、当該定額化後の管理職手当と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加えた額を管理職手当として支給する。

- (1) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の0
- (2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の25
- (3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の50
- (4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 100分の75

6 前2項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

- (1) 施行日の前日に適用されていた給料表と同一の給料表の適用を受ける職員（以下「同一給料表適用職員」という。）であって、同日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のもののうち、相当区分職員（同日において占めていた第1条の規定による改正前の病院事業職員の給与に関する規程第17条に規定する別表第16に掲げる支給範囲に係る同表の支給割合欄に定める支給割合（以下「旧職員支給割合」という。）に相当する改正後の給与規程別表第16の区分欄に掲げる区分に対応する同表に掲げる職を占める職員をいう。第5号において同じ。） 同日にその者が受けていた管理職手当
- (2) 同一給料表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のもののうち、上位区分相当職員（旧職員支給割合より高い支給割合に相当する改正後の給与規程別表第16の区分欄に掲げる区分に対応する同表に掲げる職を占める職員をいう。次号、第6号及び第7号において同じ。）で、かつ、定額化後の管理職手当が同日にその者が受けていた管理職手当を超えることとなるもの（同日に旧職員支給割合より高い支給割合に相当する改正後の給与規程別表第16の区分欄に掲げる区分（以下「旧支給割合より上位の新区分」という。）を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当が定額化後の管理職手当を超えることとなる職員を除く。） 同日に旧支給割合より上位の新区分を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当
- (3) 同一給料表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のもののうち、上位区分相当職員で、かつ、定額化後の管理職手当が同日にその者が受けていた管理職手当に達しないこととなるもの 同日にその者が受けていた管理職手当
- (4) 同一給料表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のもののうち、下位区分相当職員（旧職員支給割合より低い支給割合に相当する改正後の給与規程別表第16の区分欄に掲げる区分に対応する同表に掲げる職を占める職員をいう。第8号において同じ。） 同日に旧職員支給割合より低い支給割合に相当する改正後の給与規程別表第16の区分欄に掲げる区分（以下「旧支給割合より下位の新区分」という。）を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当
- (5) 同一給料表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するもののうち、相当区分職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当
- (6) 同一給料表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するもののうち、上位区分職員で、かつ、定額化後の管理職手当が同日にその者が受けていた管理職手当を超えることとなるもの（同日にその者が当該下位の職務の級に降格し、かつ、旧支給割合より上位の新区分を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当が定額化後の管理職手当を超えることとなる職員を除く。） 同日にその者が当該下位の職務の級に降格し、かつ、旧支給割合より上位の新区分を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当
- (7) 同一給料表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するもののうち、上位区分職員で、かつ、定額化後の管理職手当が同日にその者が受けていた管理職手当に達しないこととなるもの 同日にその者が受けていた管理職手当
- (8) 同一給料表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するもののうち、下位区分相当職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格し、かつ、旧支給割合より下位の新区分を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当

- (9) 施行日以後に新たに改正後の給与規程第17条の規定により管理職手当を支給する職を占めることとなった職員で、定額化後の管理職手当が施行日の前日に改正後の給与規程別表第16の区分欄に掲げる区分に相当する旧職員支給割合を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当を超えることとなるもの（同日に改正後の給与規程別表第16の区分欄に掲げる区分に相当する旧職員支給割合を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当が定額化後の管理職手当を超えることとなる職員を除く。） 同日に改正後の給与規程別表第16の区分欄に掲げる区分に相当する旧職員支給割合を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当
- (10) 施行日以後に給料表の適用を異にする異動をした職員（施行日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員を除く。） 施行日の前日に当該異動をしたものとした場合に前各号の規定に準じてその者が受けることとなる管理職手当
- (11) 前各号に掲げる職員のほか、施行日以後に国及び他の地方公共団体の公務員、職員の退職手当に関する条例（昭和37年兵庫県条例第50号）第9条第5項第2号に規定する公庫等職員その他管理者の定めるこれらに準ずる者であった者から人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受けることとなった職員その他特別の事情があると認められる職員のうち、部内の他の職員との均衡を考慮して前各号に掲げる職員に準ずるものとして管理者が定める職員 前各号の規定に準じて管理者が定める額
- 7 前項各号に規定する管理職手当については、改正後の給与規程附則第13項の規定は、適用しない。
- （補則）
- 8 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この管理規程の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。
- ~~~~~

病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

平成19年4月1日

兵庫県病院事業管理者 黒田 進

兵庫県病院局管理規程第6号

病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する管理規程

病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

第7条を次のように改める。

第7条 削除

第8条中「を置き、又は前条の規定により休息时间」を削る。

第9条第1項中「正規の勤務時間」を「第2条から第5条までの規定による勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）」に改める。

第20条第1項第13号中「又は半日」を「、半日又は1時間」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この管理規程は、平成19年4月1日から施行する。

（休息时间に関する経過措置）

2 改正後の病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程第4条第1項に規定する公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要がある職員のうち午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務時間が割り振られている者及び1日につき8時間を超える勤務時間を割り振られている者の改正前の病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程第7条に規定する休息时间については、当分の間、なお従前の例によることができる。

~~~~~

病院事業職員の服務に関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

平成19年4月1日

兵庫県病院事業管理者 黒田 進

兵庫県病院局管理規程第7号

病院事業職員の服務に関する規程の一部を改正する管理規程

病院事業職員の服務に関する規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「病院局長」を「副管理者及び病院局長」に改め、同条第2号中「本庁の課長及び」を「副局長及び本庁の課長並びに」に改め、同条第3号中「病院局長」を「副管理者、病院局長、副局長」に改める。

第6条中「この場合において、職員き章については、」を「この場合においては、」に改める。

附 則

この管理規程は、平成19年4月1日から施行する。

~~~~~

兵庫県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

平成19年4月1日

兵庫県病院事業管理者 黒田 進

兵庫県病院局管理規程第8号

兵庫県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程
兵庫県病院事業の設置等に関する条例施行規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項の表

区 分		料 金	
結核予防法（昭和26年法律第96号）第4条の規定に基づくもの	ツベルクリン反応検査	1人1回につき700円	
	間接撮影	レンズカメラ	1人1回につき750円
		ミラーカメラ（70ミリ）	1人1回につき750円
		ミラーカメラ（100ミリ）	1人1回につき750円
	精密検査	1人1回につき6,100円	
B・C・G接種	1人1回につき2,700円		
結核予防法第5条第4号及び第24条の2の規定に基づくもの		1人1回につき告示により算定した額	

を

区 分		料 金	
感染症予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第53条の2の規定に基づくもの	ツベルクリン反応検査	1人1回につき700円	
	間接撮影	レンズカメラ	1人1回につき750円
		ミラーカメラ（70ミリ）	1人1回につき750円
		ミラーカメラ（100ミリ）	1人1回につき750円
	精密検査	1人1回につき6,100円	
予防接種法（昭和23年第法律68号）第3条第1項の規定に基づくもの	B・C・G接種	1人1回につき2,700円	
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第17条（結核に関するものに限る）及び第53条の13の規定に基づくもの		1人1回につき告示により算定した額	

に改め、同条第5項及び第8項中「兵庫県立成人病センター」を「兵庫県立がんセンター」に改める。

附 則

この管理規程は、平成19年4月1日から施行する。

病院局地方機関処務規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

平成19年4月1日

兵庫県病院事業管理者
黒田進

兵庫県病院局管理規程第9号

病院局地方機関処務規程の一部を改正する管理規程

病院局地方機関処務規程（平成14年3月29日病院局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

第22条第3項中「県立成人病センター」を「県立がんセンター」に、「成人」を「がん」に改める。

第25条の2第2項中「県立成人病センター」を「県立がんセンター」に、「成人」を「がん」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

~~~~~

## 病 院 局 達

## 達 第1号

本 庁  
地 方 機 関

病院局組織規程の一部を改正する規程（平成19年兵庫県病院局管理規程第3号）の施行等の際、現に次の各号に該当する職員は、別に発令されない限り、それぞれ当該各号により発令されたものと心得られたい。

- 1 県立成人病センターに置かれている職に補せられ、若しくは命じられ、又は兼ねて補せられ、若しくは兼ねて命じられている職員は、県立がんセンターの従前と同一の名称の職に補せられ、若しくは命じられ、又は兼ねて補せられ、若しくは兼ねて命じられたものとする。
- 2 次の表の左欄に掲げる職に補せられ、又は兼ねて補せられている職員は、それぞれ同表の右欄に掲げる職に補せられ、又は兼ねて補せられたものとする。

|                                     |                      |
|-------------------------------------|----------------------|
| 病院局企画課長補佐兼医療安全係長                    | 病院局企画課課長補佐兼医療安全係長    |
| 病院局管理課長補佐兼組織・定数係長                   | 病院局管理課課長補佐兼サービス・組織係長 |
| 病院局管理課長補佐                           | 病院局管理課課長補佐           |
| 病院局経営課長補佐                           | 病院局経営課課長補佐           |
| 県立尼崎病院難病相談センター所長                    | 県立尼崎病院難病相談センター長      |
| 県立こども病院周産期医療センター所長                  | 県立こども病院周産期医療センター長    |
| 県立こども病院周産期医療センター副所長                 | 県立こども病院周産期医療センター次長   |
| 県立塚口病院診療部呼吸器科部長                     | 県立塚口病院診療部内科部長        |
| 県立塚口病院診療部神経内科部長                     | 県立塚口病院診療部内科部長        |
| 県立塚口病院診療部呼吸器科医長                     | 県立塚口病院診療部内科医長        |
| 県立塚口病院診療部脳神経外科部長                    | 県立塚口病院診療部外科部長        |
| 県立塚口病院診療部産婦人科部長兼県立<br>尼崎病院診療部産婦人科部長 | 県立塚口病院診療部産婦人科部長      |

3 次の表の左欄に掲げる職に兼ねて補せられている職員（工事の検査を担当する者に限る。）は、それぞれ同表の右欄に掲げる職に兼ねて補せられたものとする。

|                 |                 |
|-----------------|-----------------|
| 病院局経営課主幹        | 病院局企画課主幹        |
| 病院局経営課主任工事検査専門員 | 病院局企画課主任工事検査専門員 |
| 病院局経営課課長補佐      | 病院局企画課課長補佐      |

4 病院局経営課主任に補せられている職員（県立新加古川病院（仮称）の整備推進を担当する者に限る。）は、病院局企画課主任に補せられたものとする。

平成19年4月1日

兵庫県病院事業管理者 黒田 進

達 第2号

本 庁  
地方機関

地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）の施行の際、兵庫県事務吏員、兵庫県技術吏員、兵庫県事務員又は兵庫県技術員に任命され、若しくは兼ねて任命されている職員は、兵庫県職員に任命され、又は兼ねて任命されたものとする。

平成19年4月1日

兵庫県病院事業管理者 黒田 進